

2024年10月21日

各 位

会 社 名 株式会社ストリームメディアコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 金 東佑
(証券コード 4772 東証グロース)
問合せ先 取締役経営企画部門長 山田 政彦
(TEL: 03-6809-6118)

当社子会社における投資有価証券売却益(特別利益)の計上に関するお知らせ

当社は、2024年10月21日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社エブリシングジャパン(以下、「ESJ」という)が保有する投資有価証券であるDearU(韓国上場法人。以下、「DU」という)株式の一部を売却すること(以下、「本件取引」という)を決議いたしました。なお、支配株主である株式会社エスエム・エンタテインメント・ジャパン(以下、「SMEJ」という)の取締役を兼任する当社取締役の山田政彦氏並びに金亨柱氏、及び当社子会社であるESJの取締役を兼任する山田政彦氏は、本件取引に関する当社取締役会の意思決定の公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本件取引に関する議案の審議及び決議には参加していません。以上の結果、投資有価証券売却益の発生が見込まれますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件取引の理由及び売却先

当社はESJに対して合計4億8千万円の貸付金を有しており、当該貸付金の返済期限は、2024年10月31日となっています。ESJは現在、当該貸付金を返済するだけの現金を有していないところ、保有するDU株式を売却することによって、返済原資を確保することができ、また当社としては、返済期限までに上記貸付金の返済をESJから受けることによって、中期経営計画の遂行や事業基盤の強化等のための資金とすることが可能となります。よって、当社貸付金の返済及びESJの財務体質改善並びに、当社中期経営計画の遂行等のための資金確保を図るため、ESJが保有するDU株式の一部を当社の親会社であるSMEJに売却いたします。

2. 本件取引の内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 売却日 | 2024年10月21日 |
| (2) 売却株式 | ESJが保有する韓国上場株式有価証券1銘柄(DU株式) |
| (3) 売却単価 | 24,250 韓国ウォン/約2,624円(2024年10月21日の韓国取引所における終値並びに為替レート 9.24 韓国ウォン=1円にて算出) |
| (4) 売却総額 | 5,820 百万韓国ウォン/約629百万円 |
| (5) 売却方法 | ブロックトレード |

3. 今後の見通し

上記の投資有価証券売却益は、2024年12月期連結決算において特別利益として約626百万円を計上予定です。本件取引に伴い、2024年12月期連結業績予想を修正する見込みですが、他利益につきましては現在精査中であり、見通しが整い次第、速やかに開示いたします。

4. 支配株主との取引に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件取引は、当社の支配株主(直接保有)であるSMEJとの取引であり、当社におきましては支配株主との取引に該当いたします。当社が2024年3月28日に開示いたしましたコーポレートガバナンス報告書には、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「当社は、支配株主等との取引(重要な財産の処分や譲受け、投融資、取引等)が生じる場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性並びに取引条件及びその決定方法の妥当性について、親会社から独立した立場の社外取締役が参加する取締役会において、十分審議したうえで意思決定を行うこととしております。なお、取引が発生する場合には、当該取引条件を第三者の取引条件と同等の条件と比較検討し、定期的な価格交渉・審議の上で決定しております。また、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応していく方針です。関連当事者取引につきましても、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております」と定めております。本件取引に関しましては、以下の記載のとおり必要な措置を講じており、上記方針に適合していると判断いたしました。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社の少数株主の利益を損なうことのないよう、本件取引における売却単価は、本件取引実施日である2024年10月21日の韓国取引所におけるDU株式の終値といたします。なお、当社取締役のうち、山田政彦取締役経営企画部門長は、子会社であるESJの取締役並びに当社の支配株主であるSMEJの取締役を兼任しており、金亨柱取締役財務管理部門長は、SMEJの取締役を兼任していることから、利益相反を排除する観点から、本件取引に関する協議及び決議には参加しておりません。また、当該取締役は、当社の立場において本件取引に関する協議及び交渉にも参加しておりません。

また、本件取引に関する検討を行うにあたり、当社の支配株主であるSMEJと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所(以下、東京証券取引所という)に独立役員として届け出ている金紀彦氏、同じく当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている片岡朋行氏、上田浩之氏に対して、以下の(3)に記載のとおり諮問し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本件取引が当社の少数株主にとって不利益なものではないと意見をj得ております。

(3) 本件取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件取引は支配株主との取引等に該当するため、当社は、支配株主と利害関係を有していない当社の社外取締役であり、独立役員である金紀彦氏、同じく当社の支配株主と利害関係を有していない当社の社外監査役であり、独立役員である片岡朋行氏、上田浩之氏に対して本件取引が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問し、この点について意見書を提出することを依頼いたしました。

独立役員である金紀彦氏、片岡朋行氏、上田浩之氏の意見書の内容は以下のとおりです。

① 本件取引の目的、上場会社としての企業価値向上など

元々、ESJ が本件株式を取得したのは、取得当時、ESJ が DU に対してカラオケアプリの開発を業務委託していたところ、DU（当時は株式上場前）の財務状況や経営状況等を把握することを目的としていました。しかしながら、その後、DU が 2021 年 11 月に株式を上場した上、当該カラオケアプリの事業も 2024 年 1 月に終了するに至ったため、ESJ が DU 株式を所持し続ける理由がなくなりました。また、貴社は、ESJ に対して合計 4 億 8 千万円の貸付金を有しており、当該貸付金の返済期限は、2024 年 10 月 31 日となっています。ESJ は現在、当該貸付金を返済するだけの現金を有していないところ、DU 株式を売却することによって、返済原資を確保することができます。そして、貴社は、返済期限までに上記貸付金の返済を ESJ から受けることによって、中期経営計画の遂行や事業基盤の強化等のための資金とすることが可能です。また、DU 株式の売却については、恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保した上で、貴社の親会社である SMEJ に対して売却することの方が、エスエムエンタテインメントグループでの今後の活用に期待することなどを考慮すると、株式市場を通じて売却することと比較し、合理的な判断であるといえます。

このような本件取引の目的は合理的なものであり、貴社の少数株主にとっても利益になるものであり、また上場会社として貴社の企業価値向上に資するものです。

② 売却価額の公正性について

DU 株式は韓国の証券市場に上場されており、流動性を有していることからすると、売却価格を市場取引終了時の時価とすることは、本件取引の条件として客観的であり、かつ、妥当性、公正性に欠けるところはないものと認められます。

③ 本件取引における手続きの適正性について

本件取引に先立って、貴社は、社外取締役・金紀彦、社外監査役・上田浩之、社外監査役・片岡朋行に対して、本件取引の目的及び内容を詳細に説明し、本意見書の作成を依頼しました。当該社外役員 3 名が本件取引に関する公正性について十分に検討した上で作成した本意見書は、本件取引に関する取締役会に提出される

予定です。また、本件取引に関する取締役会においては、各取締役及び各監査役に対して本件取引に関する資料を事前に適切に開示した上で、本件取引の目的や内容などについて、十分に説明及び議論される予定です。

また、貴社の支配株主である SMEJ の取締役を兼任する貴社取締役の山田政彦氏並びに金亨柱氏、及び貴社子会社である ESJ の取締役を兼任する山田政彦氏は、本件取引に関する貴社取締役会の意思決定の公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本件取引に関する議案の審議及び決議には参加しない予定です。

したがって、本件取引に関する手続には公正性が認められます。

上記「意見書の概要」に記載のとおり、本件取引は、取引等の目的、交渉過程の手続き、対価の公正性、上場会社の企業価値向上などの観点から総合的に検討すると、客観的妥当性が認められ、当社の企業価値を向上させるものであるから、本件取引を実施する旨の当社取締役会における決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないとする旨の意見書を2024年10月8日付で入手しております。

以 上